別添７

○ 電波法施行規則第二十八条の五第四項の規定に基づく船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件（平成四年郵政省告示第六十一号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案

一・二 （略）

別表

無線設備の機器		点検の項目	
一～四 （略）		（略）	
五 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器			

現行

一・二 （略）

別表

無線設備の機器		点検の項目	
一～四 （略）		（略）	
五 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	(1) インマルサットＢ型の無線設備の機器	1 接続状態等の確認	ア 空中線の状況及びその取付け状況の良否 イ 主要部のコネクターの取付け状況、ねじ類の締付け状況及び接地装置の状態の良否 ウ 表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ 補助電源からの電力の供給の良否
		2 制御部の制御性能の確認	ア 空中線の指向方向の制御の良否 イ 表示端末の作動状態の良否 ウ 一分以内の電源中断時の記憶機能（再投入時の空中線の指向

	インマルサットC型の無線設備の機器	1 接続状態等の確認	ア 空中線の状況及びその取付け状況の良否 イ 主要部のコネクターの取付け状況、ねじ類の締付け状況及び接地装置の状態の良否 ウ 表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ 補助電源からの電力の供給の良否
		2 制御部の性能の確認	ア 表示端末の作動状態の良否 イ 通信文作成機能の良否 ウ 印字機能の動作の良否 エ 記録紙等の消耗品

			方向の自動復帰等)の良否 エ 通信文作成機能の良否(無線電信による通信の機能を持つものに限る。)
		3 送受信部の性能の確認	通信の良否
	(2) インマルサットC型の無線設備の機器	1 接続状態等の確認	ア 空中線の状況及びその取付け状況の良否 イ 主要部のコネクターの取付け状況、ねじ類の締付け状況及び接地装置の状態の良否 ウ 表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ 補助電源からの電力の供給の良否
		2 制御部の性能の確認	ア 表示端末の作動状態の良否 イ 通信文作成機能の良否 ウ 印字機能の動作の良否 エ 記録紙等の消耗品

			の有無
		3 送受信部の性能の確認	通信の良否
六	（略）	（略）	

			の有無
		3 送受信部の性能の確認	通信の良否
六	（略）	（略）	

附　則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。